

車両の買取に関する確認書

_____(以下「甲」という)と、_____(以下「乙」という)は、甲が株式会社ジャックス(以下「丙」という)との間で締結したオートローン契約(以下「オートローン契約」という)を利用して乙から買い受けた下記車両の乙による買取りについて、下記の通り確認する。なお、本確認書は、下記車両について、①甲乙間の売買契約、及び、②甲丙間のオートローン契約のいずれもが締結されることを条件として、①の売買契約に付随して適用されるものとする。

記

第1条 年 月 日、乙は下記の車両(その付属品を含み、以下「本件車両」という)を売り渡し、甲はこれを買受けた。

車名・型式	
登録番号	
車体番号	
契約番号	

第2条 甲及び乙は前条の車両について、甲からの申し出により乙が買い取る買取基準価格を下記〈1〉の通りに取り決めるものとする。

〈1〉買取基準額 円

第3条 1. 乙は、甲から買取りの申し出がなされ、かつ、以下の①から⑩に定める条件をすべて満たしている場合に限り、本件車両を前条〈1〉の買取基準額(消費税込)にて買い取るものとし、その買取期日は 年 月 日とする。

- ① 買取期日の1カ月前までに乙に対して買取りの申し出を行い、かつ、買取期日の14日前までに本件車両を乙が指定する場所に持参すること。
- ② 車両の損傷、異臭による修復に費用がかからない状態であること。但し、摩耗などの通常の使用による内外装の経時変化は除くものとする。
- ③ 事故の修復歴がないこと。
- ④ 水没・電害などの被害にあっていないこと。
- ⑤ メータ改ざんなど違法改造をしていないこと。なお違法改造をした場合、乙は一切の買取の義務を負わないものとする。
- ⑥ エンジン(バッテリー)及び足回関係が車両走行時に支障なく正常であること。
- ⑦ レース、ラリー等通常方法以外での用途に使用していないこと。
- ⑧ 当該車両の買取期日における走行距離が年間 Km 以下であること。
なお、当該車両の買取期日における走行距離がこれを超過している場合、第2条に規定する買取基準額から超過走行距離1km当たり10円を減額する。
- ⑨ 乙の販売店及び、協力整備工場において定期点検整備を受けていること。
- ⑩ 以上を証明する点検整備記録簿が保管されていること。

2. 前項の買取りが行われた場合、乙は本件車両の買取代金である買取基準額をオートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
3. 本件車両が第1項に定める条件を満たさない場合であっても、甲が乙による本件車両の買取りを希望するときには、乙は、本件車両を一般財団法人日本自動車査定協会の査定基準を参考にした評価額で甲から買い取るものとする。この場合、当該評価額が買取基準額を下回るときには、甲は乙に対しその差額を支払うものとする。
4. 前項の買取りが行われた場合、乙は、本件車両の買取代金である当該評価額と甲から受領した上記差額との合計額である買取基準額を、オートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
5. 甲は、第1項に規定する買取期日の属する月の末日までに、別途甲乙協議の上合意する条件により、乙の販売する車両(新車)を買い受けるものとする。

第4条 甲は、原則として、本件車両においては、任意保険(車両保険付き)に加入するものとする。

第5条 甲が乙に対して買取期日の1カ月前までに買取りの申し出を行わなかった場合、または、買取期日の14日前までに本件車両を乙の指定する場所に持参しなかった場合には、甲は、本確認書に基づく全ての権利を失うものとする。

第6条 本確認書に定めるすべての権利義務は、甲と乙の間でのみ有効であり、他の販売会社と甲の間では効力を有しないものとする。

本確認書を称するため本書を3部作成し、甲乙双方記名押印の上、甲乙双方が各々1通を保有するものとし、丙に1通を差し入れるものとする。

年 月 日

甲(お客様)

住所

氏名

印

乙(販売会社)

印

【個人情報の取扱い】

- ①お客様は、販売会社(以下「当社」)が下記の目的で表面記載の個人情報を利用することに同意します。
- 1. 定期点検、車検及び保険満期のご案内などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にお知らせすること。
 - 2. 自動車、車検、その他当社において取り扱う商品・サービスなどあるいは、各種イベント、展示会、キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にご案内すること。
 - 3. 商品開発、サービス改善あるいは、お客様ニーズの把握などのため、買主・注文者及び使用者名義人に各種アンケートを実施すること。
- ②当社は個人情報の取扱いについて、店頭またはホームページなどで公表します。
- ③買主・注文者及び使用者名義人は、下記の通り、当社が、個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、買主・注文者及び使用者名義人は当社に対し、当該第三者への提供の停止を求めることができます。

提供内容	提供先	提供先の利用目的
車 種、登 録 番 号、 型式、買取基準価格 等自動車に関わる情 報及び、買主・注文者 及び使用者名義人の 氏名・住所・電話番号 など表面記載の個人 情報及び、将来、当社 がサービス入庫など を通して把握する表 面記載の個人情報の 変更情報	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に、商品の 企画・開発などあるいはお客様満足度向上 策などの検討の参考にする目的で、お車を 購入した動機などあるいは当社のお客様 対応などについてアンケート調査を実 施すること
	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に商品・ サービスなどについての情報を提供する など営業に関するご案内を行うこと
	Hyundai Mobility Japan 株式会社	Hyundai Mobility Japan 株式会社として、 販売先などを確認のうえ、お客様の事情に 応じた有効な販売施策を販売店に対し 展開すること

車両の買取に関する確認書

_____(以下「甲」という)と、_____(以下「乙」という)は、甲が株式会社ジャックス(以下「丙」という)との間で締結したオートローン契約(以下「オートローン契約」という)を利用して乙から買い受けた下記車両の乙による買取りについて、下記の通り確認する。なお、本確認書は、下記車両について、①甲乙間の売買契約、及び、②甲丙間のオートローン契約のいずれもが締結されることを条件として、①の売買契約に付随して適用されるものとする。

記

第1条 _____年 _____月 _____日、乙は下記の車両(その付属品を含み、以下「本件車両」という)を売り渡し、甲はこれを買受けた。

第2条 甲及び乙は前条の車両について、甲からの申し出により乙が買い取る買取基準価格を下記〈1〉の通りに取り決めるものとする。

〈1〉買取基準額 _____円

第3条 1. 乙は、甲から買取りの申し出がなされ、かつ、以下の①から⑩に定める条件をすべて満たしている場合に限り、本件車両を前条〈1〉の買取基準額(消費税込)にて買い取るものとし、その買取期日は_____年 _____月 _____日とする。

- ① 買取期日の1カ月前までに乙に対して買取りの申し出を行い、かつ、買取期日の14日前までに本件車両を乙が指定する場所に持参すること。
- ② 車両の損傷、異臭による修復に費用がかからない状態であること。但し、摩耗などの通常の使用による内外装の経時変化は除くものとする。
- ③ 事故の修復歴がないこと。
- ④ 水没・電害などの被害にあっていないこと。
- ⑤ メータ改ざんなど違法改造をしていないこと。なお違法改造をした場合、乙は一切の買取の義務を負わないものとする。
- ⑥ エンジン(バッテリー)及び足回関係が車両走行時に支障なく正常であること。
- ⑦ レース、ラリー等通常方法以外での用途に使用していないこと。
- ⑧ 当該車両の買取期日における走行距離が年間_____Km 以下であること。
なお、当該車両の買取期日における走行距離がこれを超過している場合、第2条に規定する買取基準額から超過走行距離1km当たり10円を減額する。
- ⑨ 乙の販売店及び、協力整備工場において定期点検整備を受けていること。
- ⑩ 以上を証明する点検整備記録簿が保管されていること。

2. 前項の買取りが行われた場合、乙は本件車両の買取代金である買取基準額をオートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
3. 本件車両が第1項に定める条件を満たさない場合であっても、甲が乙による本件車両の買取りを希望するときには、乙は、本件車両を一般財団法人日本自動車査定協会の査定基準を参考にした評価額で甲から買い取るものとする。この場合、当該評価額が買取基準額を下回るときには、甲は乙に対しその差額を支払うものとする。
4. 前項の買取りが行われた場合、乙は、本件車両の買取代金である当該評価額と甲から受領した上記差額との合計額である買取基準額を、オートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
5. 甲は、第1項に規定する買取期日の属する月の末日までに、別途甲乙協議の上合意する条件により、乙の販売する車両(新車)を買い受けるものとする。

第4条 甲は、原則として、本件車両においては、任意保険(車両保険付き)に加入するものとする。

第5条 甲が乙に対して買取期日の1カ月前までに買取りの申し出を行わなかった場合、または、買取期日の14日前までに本件車両を乙の指定する場所に持参しなかった場合には、甲は、本確認書に基づく全ての権利を失うものとする。

第6条 本確認書に定めるすべての権利義務は、甲と乙の間でのみ有効であり、他の販売会社と甲の間では効力を有しないものとする。

本確認書を称するため本書を3部作成し、甲乙双方記名押印の上、甲乙双方が各々1通を保有するものとし、丙に1通を差し入れるものとする。

_____年 _____月 _____日

甲(お客様)

住所

氏名

印

乙(販売会社)

印

【個人情報の取扱い】

- ①お客様は、販売会社(以下「当社」)が下記の目的で表面記載の個人情報を利用することに同意します。
- 1. 定期点検、車検及び保険満期のご案内などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にお知らせすること。
 - 2. 自動車、車検、その他当社において取り扱う商品・サービスなどあるいは、各種イベント、展示会、キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にご案内すること。
 - 3. 商品開発、サービス改善あるいは、お客様ニーズの把握などのため、買主・注文者及び使用者名義人に各種アンケートを実施すること。
- ②当社は個人情報の取扱いについて、店頭またはホームページなどで公表します。
- ③買主・注文者及び使用者名義人は、下記の通り、当社が、個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、買主・注文者及び使用者名義人は当社に対し、当該第三者への提供の停止を求めることができます。

提供内容	提供先	提供先の利用目的
車 種、登 録 番 号、 型式、買取基準価格 等自動車に関わる情 報及び、買主・注文者 及び使用者名義人の 氏名・住所・電話番号 など表面記載の個人 情報及び、将来、当社 がサービス入庫など を通して把握する表 面記載の個人情報の 変更情報	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に、商品の 企画・開発などあるいはお客様満足度向上 策などの検討の参考にする目的で、お車を 購入した動機などあるいは当社のお客様 対応などについてアンケート調査を実 施すること
	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に商品・ サービスなどについての情報を提供する など営業に関するご案内を行うこと
	Hyundai Mobility Japan 株式会社	Hyundai Mobility Japan 株式会社として、 販売先などを確認のうえ、お客様の事情に 応じた有効な販売施策を販売店に対し 展開すること

車両の買取に関する確認書

_____(以下「甲」という)と、_____(以下「乙」という)は、甲が株式会社ジャックス(以下「丙」という)との間で締結したオートローン契約(以下「オートローン契約」という)を利用して乙から買い受けた下記車両の乙による買取りについて、下記の通り確認する。なお、本確認書は、下記車両について、①甲乙間の売買契約、及び、②甲丙間のオートローン契約のいずれもが締結されることを条件として、①の売買契約に付随して適用されるものとする。

記

第1条 _____年 ____月 ____日、乙は下記の車両(その付属品を含み、以下「本件車両」という)を売り渡し、甲はこれを買受けた。

第2条 甲及び乙は前条の車両について、甲からの申し出により乙が買い取る買取基準価格を下記〈1〉の通りに取り決めるものとする。

〈1〉買取基準額 _____円

第3条 1. 乙は、甲から買取りの申し出がなされ、かつ、以下の①から⑩に定める条件をすべて満たしている場合に限り、本件車両を前条〈1〉の買取基準額(消費税込)にて買い取るものとし、その買取期日は_____年 ____月 ____日とする。

- ① 買取期日の1カ月前までに乙に対して買取りの申し出を行い、かつ、買取期日の14日前までに本件車両を乙が指定する場所に持参すること。
- ② 車両の損傷、異臭による修復に費用がかからない状態であること。但し、摩耗などの通常の使用による内外装の経時変化は除くものとする。
- ③ 事故の修復歴がないこと。
- ④ 水没・電害などの被害にあっていないこと。
- ⑤ メータ改ざんなど違法改造をしていないこと。なお違法改造をした場合、乙は一切の買取の義務を負わないものとする。
- ⑥ エンジン(バッテリー)及び足回関係が車両走行時に支障なく正常であること。
- ⑦ レース、ラリー等通常方法以外での用途に使用していないこと。
- ⑧ 当該車両の買取期日における走行距離が年間_____Km 以下であること。
なお、当該車両の買取期日における走行距離がこれを超過している場合、第2条に規定する買取基準額から超過走行距離1km当たり10円を減額する。
- ⑨ 乙の販売店及び、協力整備工場において定期点検整備を受けていること。
- ⑩ 以上を証明する点検整備記録簿が保管されていること。

2. 前項の買取りが行われた場合、乙は本件車両の買取代金である買取基準額をオートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
3. 本件車両が第1項に定める条件を満たさない場合であっても、甲が乙による本件車両の買取りを希望するときには、乙は、本件車両を一般財団法人日本自動車査定協会の査定基準を参考にした評価額で甲から買い取るものとする。この場合、当該評価額が買取基準額を下回るときには、甲は乙に対しその差額を支払うものとする。
4. 前項の買取りが行われた場合、乙は、本件車両の買取代金である当該評価額と甲から受領した上記差額との合計額である買取基準額を、オートローン契約に係る弁済金に充当するために、甲に代わって丙に支払うものとし、甲はこれを承諾する。
5. 甲は、第1項に規定する買取期日の属する月の末日までに、別途甲乙協議の上合意する条件により、乙の販売する車両(新車)を買い受けるものとする。

第4条 甲は、原則として、本件車両においては、任意保険(車両保険付き)に加入するものとする。

第5条 甲が乙に対して買取期日の1カ月前までに買取りの申し出を行わなかった場合、または、買取期日の14日前までに本件車両を乙の指定する場所に持参しなかった場合には、甲は、本確認書に基づく全ての権利を失うものとする。

第6条 本確認書に定めるすべての権利義務は、甲と乙の間でのみ有効であり、他の販売会社と甲の間では効力を有しないものとする。

本確認書を称するため本書を3部作成し、甲乙双方記名押印の上、甲乙双方が各々1通を保有するものとし、丙に1通を差し入れるものとする。

_____年 ____月 ____日

甲(お客様)

住所

氏名

印

乙(販売会社)

印

【個人情報の取扱い】

- ①お客様は、販売会社(以下「当社」)が下記の目的で表面記載の個人情報を利用することに同意します。
- 1. 定期点検、車検及び保険満期のご案内などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にお知らせすること。
 - 2. 自動車、車検、その他当社において取り扱う商品・サービスなどあるいは、各種イベント、展示会、キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法により買主・注文者及び使用者名義人にご案内すること。
 - 3. 商品開発、サービス改善あるいは、お客様ニーズの把握などのため、買主・注文者及び使用者名義人に各種アンケートを実施すること。
- ②当社は個人情報の取扱いについて、店頭またはホームページなどで公表します。
- ③買主・注文者及び使用者名義人は、下記の通り、当社が、個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、買主・注文者及び使用者名義人は当社に対し、当該第三者への提供の停止を求めることができます。

提供内容	提供先	提供先の利用目的
車 種、登 録 番 号、型式、買取基準価格等自動車に関わる情報及び、買主・注文者及び使用者名義人の氏名・住所・電話番号など表面記載の個人情報及び、将来、当社がサービス入庫などを通して把握する表面記載の個人情報の変更情報	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に、商品の企画・開発などあるいはお客様満足度向上策などの検討の参考にする目的で、お車を購入した動機などあるいは当社のお客様対応などについてアンケート調査を実施すること
	株式会社ジャックス	買主・注文者及び使用者名義人に商品・サービスなどについての情報を提供するなど営業に関するご案内を行うこと
	Hyundai Mobility Japan 株式会社	Hyundai Mobility Japan 株式会社として、販売先などを確認のうえ、お客様の事情に応じた有効な販売施策を販売店に対し展開すること